

議案第36号

上越市国民健康保険税条例の一部改正について

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中川 幹太

上越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上越市国民健康保険税条例（昭和46年上越市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第29条の規定は、令和6年1月1日以後に発生した減免を受けようとする事由から適用し、同日前に発生した減免を受けようとする事由については、なお従前の例による。